

定期金に関する権利の評価明細書

被相続人氏名

(平成二十二年三月三十一日以前用・経過措置用)

定期金又は契約の名称		
定期金の給付者	氏名又は名称	
	住所又は所在地	
定期金に関する権利の取得者		
契約年月日	昭和 年 月 日 平成 年 月 日	

1 定期金の給付事由が発生しているもの

有期定期金	1回に受けるべき給付金額	1年間に受けるべき給付回数	1年間に受けるべき金額の総額 (①×②)	給付残存期間	④の期間に受けるべき給付金額の合計	④に応ずる相続税法第24条第1項第1号に掲げる割合	評価額の計算		評価額 (⑦又は⑧のいずれか低い方の金額)
	① 円	② 回	③ 円	④ 年	⑤ 円	⑥	⑤×⑥	③×15	
						100	⑦ 円	⑧ 円	円

無期定期金	1回に受けるべき給付金額	1年間に受けるべき給付回数	1年間に受けるべき金額の総額 (①×②)	相続税法第24条第1項第2号に掲げる倍数	評価額 (③×④)
	① 円	② 回	③ 円	④	
				15	円

終身定期金	1回に受けるべき給付金額	1年間に受けるべき給付回数	1年間に受けるべき金額の総額 (①×②)	定期金の目的とされた者の権利の取得時における年齢	④に応ずる相続税法第24条第1項第3号に掲げる倍数	評価額 (③×⑤)
	① 円	② 回	③ 円	④ 歳	⑤ 倍	
						円

その他	1回に受けるべき給付金額	1年間に受けるべき給付回数	1年間に受けるべき金額の総額 (①×②)	給付残存期間	④の期間に受けるべき給付金額の合計	④に応ずる相続税法第24条第1項第1号に掲げる割合	定期金の目的とされた者の権利の取得時における年齢	⑦に応ずる相続税法第24条第1項第3号に掲げる倍数	⑤×⑥	③×15	⑨又は⑩のいずれか低い方の金額	③×⑧	評価額 (⑪又は⑫)
	① 円	② 回	③ 円	④ 年	⑤ 円	⑥	⑦ 歳	⑧ 倍	⑨ 円	⑩ 円	⑪ 円	⑫ 円	
						100							円

(注) 1 権利者に対し、一定期間、かつ、その目的とされた者の生存中定期金を給付する契約に基づくものの価額を評価する場合は、⑪又は⑫のいずれか低い方の金額を「評価額」欄に記載します。
 2 定期金の目的とされた者の生存中定期金を給付し、かつ、一定期間内にその者が死亡したときはその権利者又はその遺族等に定期金を給付する契約に基づくものの価額を評価する場合は、⑪又は⑫のいずれか高い方の金額を「評価額」欄に記載します。

2 定期金の給付事由が発生していないもの

1回に払込むべき掛金額	掛金の払込み開始年月日	定期金契約に関する権利の取得年月日	②から③までの期間の掛金の払込回数	②から③までの期間に払込んだ掛金の合計額 (①×④)	②から③までの期間に応ずる相続税法第25条に掲げる割合	評価額 (⑤×⑥)
① 円	② 年 月 日	③ 年 月 日	④ 回	⑤ 円	⑥	
					100	

(注) 1回に受けるべき給付金額又は1回に払込むべき掛金額が、毎回同一額でない場合には「1回に受けるべき給付金額」又は「1回に払込むべき掛金額」の欄の記載の必要はありません。